

雪氷学会北海道支部規約の改定について

改定理由と改定内容

- 1) 従来の支部規約を本部定款と細則に整合させる。
本部細則 4 3 条に基づき、支部「規約」を支部「規程」と呼び代える。
- 2) 北海道支部の的確かつ効率的経営と運営の透明化のため、旧支部規約の以下の項目について、条項を加筆あるいは削除する。
 - 2.1) 外部から北海道支部宛に送付される郵便物、支部宛の電話やファックスの宛先を比較的長期且つ一定場所に保つため、支部の事務所を定める。
 - 2.2) 本部の定款第 2 7 条に規定されている「理事会の定足数」に関する条項や細則 2 6 条及び 2 7 条に規定されている「文書審議理事会」を支部規約に取り入れる。
 - 2.3) 支部役員のうち、幹事を廃止する。
 - 2.4) 役員任期に関し、任期の長期化を防ぎつつ、実際的な人事の運用をはかれるように改定する。
 - 2.5) 総会と理事会の議事録を残し事務所に備え、会員の閲覧に供する。
 - 2.6) その他、慣例の条文化、表現の明確化に努めると共に、全体の整合性を計る。

参考資料： (資料 3-2) 理事幹事体制の見直しについて
(資料 3-3) 北海道支部規程(案)
(資料 3-4) 新旧対照表